

技術名称：石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術  
「IYO 集塵工法（除去工法）」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

いよ技研株式会社

代表取締役 夔田 高吉

愛媛県宇和島市築地町 1-1-12

1.2 技術の名称

石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術

「IYO 集塵工法（除去工法）」

1.3 技術の概要

既存の建築物に施工されている石綿含有建築用仕上塗材を石綿粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術。

2. 開発の趣旨

既存の建築物に施工されている石綿含有仕上塗材の除去に際し、石綿の飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 除去工事に際し、作業場所及び作業場所に隣接する部分における空気 1 リットル中の纖維状粒子（アスベスト纖維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の纖維状粒子（アスベスト纖維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、周辺環境の安全を確保する。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) アスベスト含有仕上塗材除去工事に関する技術資料
- (2) 施工実績及び纖維状粒子（アスベスト纖維を含む）濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料
- (4) 施工現場調査

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

## 6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

## 7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業場所及び作業場所に隣接する部分における空気 1 リットル中の纖維状粒子（アスベスト纖維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に作業場所の空気 1 リットル中の纖維状粒子（アスベスト纖維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、周辺環境の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

## 8. 留意事項及び付言

- (1) 作業者・管理者等に対して、アスベストに関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。
- (2) 審査証明書交付日から概ね 1 年経過した時点の施工実績を(一財)日本建築センターに提出すること。専門委員会がその内容等について確認を行い、必要に応じて依頼者からのヒアリング、施工現場調査等を実施する。なお、不適切な事項が認められた場合は、審査証明を取り消し、その旨を公表することがある。

## 9. 審査証明経過

- (1) 2017 年 9 月 19 日付けで依頼された本技術について技術審査を行い、2018 年 1 月 17 日付で技術審査を完了した。